衆議院議員

成の

飲

食でいえば、 ある雇用

従

5 は 成

0

未満なら

最

助

金で

調

整助

雇

用労働

者 制

にです。 労働

くシフト

者

休業手当

店

チェーン店などで

はたら

東京20区野党代表 日本共産党

国会通信

2021年1月 $N_{0.51}$

宮本徹事務所 東村山青葉町2-29-2 TEL: 042 (391) 4139 FAX: 042(395) 7069

ŧ 防止策として実効 じることができ、 なさんも要請に安心 が 影響がでます。 業員のくらしなど、 者 く従業員のくら 等の事業主、 おこなわれ なる営業時 の 発出 のとなります。 あってこそ、 など関連事業者とその 再 度 で、 の まし 緊急事態宣言 間 飲食店等にさら 短 またそこで働 一縮の要 事業者の 十分な補償 *t*= 感染拡· 性 大きな して応 納品 が 飲 ある 食店 4 従 大 業 が

まになっていた 支援で大きな穴が 目 の 緊急事態宣言 の が あ () たま 飲 で 食 は、 談を受けてきまし を せまってきました。 国会でもなんども

回

対象は、 ため、 に窮 人以 にすることができず、 休業手当も休業支援金も手 いている人。 業員50人未満の企業で 業支援金を申請 直接政府に従前の 手当をもらえない労働 した。 支払わない企業にわか を支払う企業と休業手当を 0 する方から、 上 0 持ち出 で % 方、 は、 飲食 助 成 結果、 企業 でい です して休業手 最 する制度も、 大 7 多く えば 8 割 が から休業 ずっと 5 生活 の 者が れ の % 休 ま 働 の 従

まっ うけ 短縮 旦 年 始に 田 で国と都 村 1 特別 月 厚労大臣 さらなる 4 が の 日 協 仕 合 意 営業 事 力を要 の 到 始 着 た 時 め の 間 を の

> へ引き上げること、ま 模 共有する。 村大臣からは「 業支援金 助成金の に かか 食店等につい 検討し 助成 の わらず、 対 雇 ったい」 マ請しました。 パ象を拡大す 変の 用の 問 維持 て事 題 1 雇 意 ع 0 用 た。 た ഗ は 識 業 0 調

ま を支払うことを業界に強 の との *t*= きか 調 雇用を維持 もとづき要請する飲 の対象を、 1 月 助 けることを要請 大することが 回答があ 休業支援金の 大臣からもそうし 成 非 正 あらため 金 緊急事 の 1者会見 りま 規雇 1 休 Ó 業手当 用の 発表さ 態宣言 て、 対 し 0 食店 し % で < 方 田 助 雇

裹面 ご活用ください 業に 中小企業以外の場合で休業 支援金」 手当がでてい していただく必要があ をご活用ください 中小 雇用 労働 政 府 をご参照ください)。 業手当が出ていない 労働者のみなさま 充された雇用調整 事業主の の対象となります。 調整 組 に申請する「休業 企業の場合は、 合などにご みなさま 助成金を活用 ない場合、 (要件等は りま 助

企

場

成

直

に提 うける事 措 きとりくみます。 することを求め 法 日 治し 改正 本共産党と野党は、 人とりのこさず支 てい 案を先の臨時 者、 ます。 労 働 て引き続 響を 玉 会 市

5 0 大事だ。 する飲 % 回 は ることを直接要請 答がありました。

昨 改 相 年 村大臣 れまし 等に拡 に 成 8日、 記

拡大も要請しました。

「シフトが減った」「休業手当がでない」 休業支援金 ご活用ください

〈新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金〉

休業前賃金の8割(日額上限11000円)を、休業実績に応じて支給する制度です。(事業主の負担はありません)。対象は次の2つの要件をみたす方。

- ① 令和2年4月1日から令和3年2月末日までの間に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が休業させた中小事業主に雇用される労働者
- ② その休業に対する賃金(休業手当)を受けることができない方

日々雇用、登録型派遣、いわゆるシフト制の労働者も対象になります

休業前の就労の実態や、下記のケースなどを踏まえ、申請対象期間に事業主が休業させたことについて労使の認識が一致した上で支給要件確認書を作成していただければ、休業支援金・給付金の対象となります。

また、「支給要件確認書」において休業の事実が確認できない場合であっても、以下のケースについては、休業支援金の対象となる休業として取り扱います。

- 1 労働条件通知書に「週〇日勤務」などの具体的な勤務日の記載がある、申請対象月のシフト表が出ているといった場合であって、事業主に対して、その内容に誤りがないことが確認できるケース
- 2 休業開始月前の給与明細等により、6か月以上の間、原則として月4日以上の勤務がある事実が確認可能で、かつ、事業主に対して、新型コロナウイルス感染症の影響がなければ申請対象月において同様の勤務を続けさせていた意向が確認できるケース(ただし、新型コロナウイルス感染症の影響以外に休業に至った事情がある場合はこの限りではありません。)

事業主の協力がえられなくても申請できます

支給要件確認書の作成に事業主のご協力が得られない場合、その旨を支給要件確認書に記載の上、労働者から申請いただくことが可能です。その場合、都道府県労働局から事業主に対して、確認や協力依頼を行います。

申請期間

申請開始日は休業した期間の翌月初日です。(例:1月の休業の場合は2月1日から申請可能)

- 2021年 1月~2月の休業分の締め切りは、2021年5月31日(月)
- 2020年 10月~12月の休業分の締め切りは、2021年3月31日 (水)
- 2020年 4月~9月の休業分 条件つきで、2021年1月31日(日)まで受け付け➡厚労省HP

申請方法

オンライン申請もしくは郵送 (厚労省のホームページをご覧ください) 労働者個人によるほか、事業主がまとめても可能

詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください